

高第2055号の3  
令和2年3月13日

一般社団法人  
兵庫県介護支援専門員協会会長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

県内における新型コロナウイルス感染者の発生等に伴う  
介護支援専門員の業務に係る協力依頼について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関し、通所サービスについては、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付け厚生労働省事務連絡）等に基づき、公衆衛生対策の観点から休業要請がなされるケースが想定されており、今般、県内においても、利用者等に新型コロナウイルス感染者が確認された伊丹健康福祉事務所管内の通所リハビリテーション事業所に対して休業要請が行われた事案が発生しています。

こうした休業要請に伴う休業の際には、「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）等に基づき、利用者に対する適切な代替サービスの確保等が求められています。

こうした場合には、介護支援専門員による速やかな代替サービスの調整が欠かせないことから、下記の対応について御協力いただくとともに、傘下の会員に対しても協力を依頼いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 代替サービスの利用調整について

新型コロナウイルス感染者との濃厚接触が疑われる通所サービス利用者が自宅待機となった場合、保険者や休業要請された通所サービス事業所等から代替サービスの確保に向けた調整依頼があった際には、速やかな対応をお願いしたいこと。なお、調整に際しては、次の(1)及び(2)に御留意いただきたいこと。

- (1) 自宅待機中の代替サービスについては、感染拡大防止の観点から、少なくとも当面の間、居宅を訪問して行うサービス（以下「訪問系サービス」という。）に限定した調整いただきたいこと。

(2) 訪問系サービス事業所に対して代替サービスの提供について協力を依頼する際には、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）において、訪問系サービスの必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合があること等が示されていることに十分留意の上、サービスを必要とする利用者に必要なサービスが提供されるよう、積極的な協力を依頼いただきたいこと。

## 2 自宅待機となった利用者に係る居宅サービス計画の情報提供について

自宅待機となった利用者に係る濃厚接触者の特定を行うためには、当該利用者の他のサービス利用状況の確認の必要があるため、所管の健康福祉事務所・保健所から居宅サービス計画の提供依頼があった際には、当該利用者の居宅サービス計画の写しの提供について協力をいただきたいこと。また、保険者から提供依頼があった際にも同様の協力をいただきたいこと。

高齢政策課介護基盤整備班：藤本(俊)  
TEL 078-341-7711 内線 3107